

空き家活用事例



横浜から移住のMさん

海が近くにある沼津市が気に入り、1戸建てを購入するのなら、この地域だと考え土地探しをしていたところ、本物件に巡り合いました。もともと風情と趣のある建物のリノベーションが好きで、新築よりも割安で経済的であり、生活に便利な場所であることから本物件の購入を決めました。海や山に近く、週末にはマリンスポーツや趣味の野菜づくりを楽しめるところが気に入っています。



東京から移住のSさん

東京の建築会社に勤め、都会生活に疲れを感じていたところ、沼津市の友人から「戸田に長らく放置されている空き家があるからリノベーションしてみないか」と誘われ、建築家としてできることがあればと思い、仕事を辞め、沼津市へ移住しました。現在は、「Tagore Harbor Hostel」というゲストハウスを営みながら、戸田の美しい海と夕焼けを眺める贅沢な生活を家族で送ることができています。



岐阜から移住のOさん

地域おこし協力隊の活動を通じて、戸田地区の皆さんの協力を得て、空き家だった古民家をリフォームしました。現在は「農家民宿」として戸田地区で、農林漁業の体験ができる民宿を運営しながら暮らしています。

沼津市 45歳未満の世帯対象

空き家活用 定住支援 補助金交付制度



※リフォーム工事契約、売買契約
または賃貸借契約された後の物件は
対象となりません。
申請の流れは中面をご覧ください。

例えば/
夫婦のどちらかが45歳未満で
空き家をリフォーム工事して取得するケース

子育て世帯
(子ども2人以上)が
リフォーム工事(※)

50万円

プラス

子育て世帯が
空き家を取得(※)

100万円
用地費及び事務費は除く

最大 **150** 万円
の補助金!

※転入元などの条件により異なります。詳しくは中面をご覧ください。

沼津市 政策企画課 移住定住相談室

お問い合わせ

沼津市 政策企画課 移住定住相談室

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

☎ 電話 055-934-4813

☎ ファクス 055-934-5011

✉ メールアドレス iju@city.numazu.lg.jp

市ホームページサイト

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/topics/20200413.htm>

空き家に関する相談窓口

まちづくり指導課建築指導係

☎ 055-934-4766

市ホームページサイト

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/akiya/index.htm>



住宅リフォームの支援等に関する相談窓口

まちづくり政策課住宅政策係

☎ 055-934-4767

空き家活用定住支援補助金交付制度

「空き家活用定住支援補助金交付制度」のご案内

市内の空き家の有効活用と、若者世帯の移住・定住の促進を図るため、空き家のリフォーム工事費用と対象リフォーム工事後に空き家を取得する費用を補助します。

対象者 次のすべての条件を満たす者

- 夫婦のいずれかが45歳未満（交付申請時点）の世帯
45歳未満（交付申請時点）の父又は母と同居する中学生以下の子どもがいるひとり親世帯
- 定住（10年）を目的としていること
- 本市に納付すべき市税を滞納していないこと
- 補助金の実績報告をするときまでに、世帯員全員が該当物件に居住していること

対象空き家 次のすべての条件を満たす空き家

- 市内の住宅（※1）又は建築物（※2）であって、交付申請の時点において、1年以上居住又は使用されていないもの
※1 一戸建ての住宅（賃貸住宅を含む。） ※2 一棟の建築物で住宅（※1）以外のもの
- 補助金の交付決定を受けた日以降に、売買契約又は賃貸借契約を締結するもの
- 自己の居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートルを超えるもの

対象となるリフォーム工事 次のすべての条件を満たす工事

- 補助金の交付決定を受けた日以降にリフォーム工事契約を締結し、3月末日までに完了するものであること
- 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）が60万円以上であること

対象となる空き家取得 次のすべての条件を満たす取得

- 補助対象となるリフォーム工事を行う空き家の取得
- 夫婦の持ち分の合計又はひとり親世帯の父若しくは母の持ち分が、2分の1以上の所有権移転登記がなされていること

補助金額

リフォーム工事（60万円以上の工事に限る）

空き家居住前の住所	一般世帯	子育て世帯※ （子ども1人）	子育て世帯※ （子ども2人以上）
県外			50万円
県内	30万円	40万円	
市内	20万円	25万円	30万円

※子育て世帯とは、中学生以下の子どもがいる世帯です。

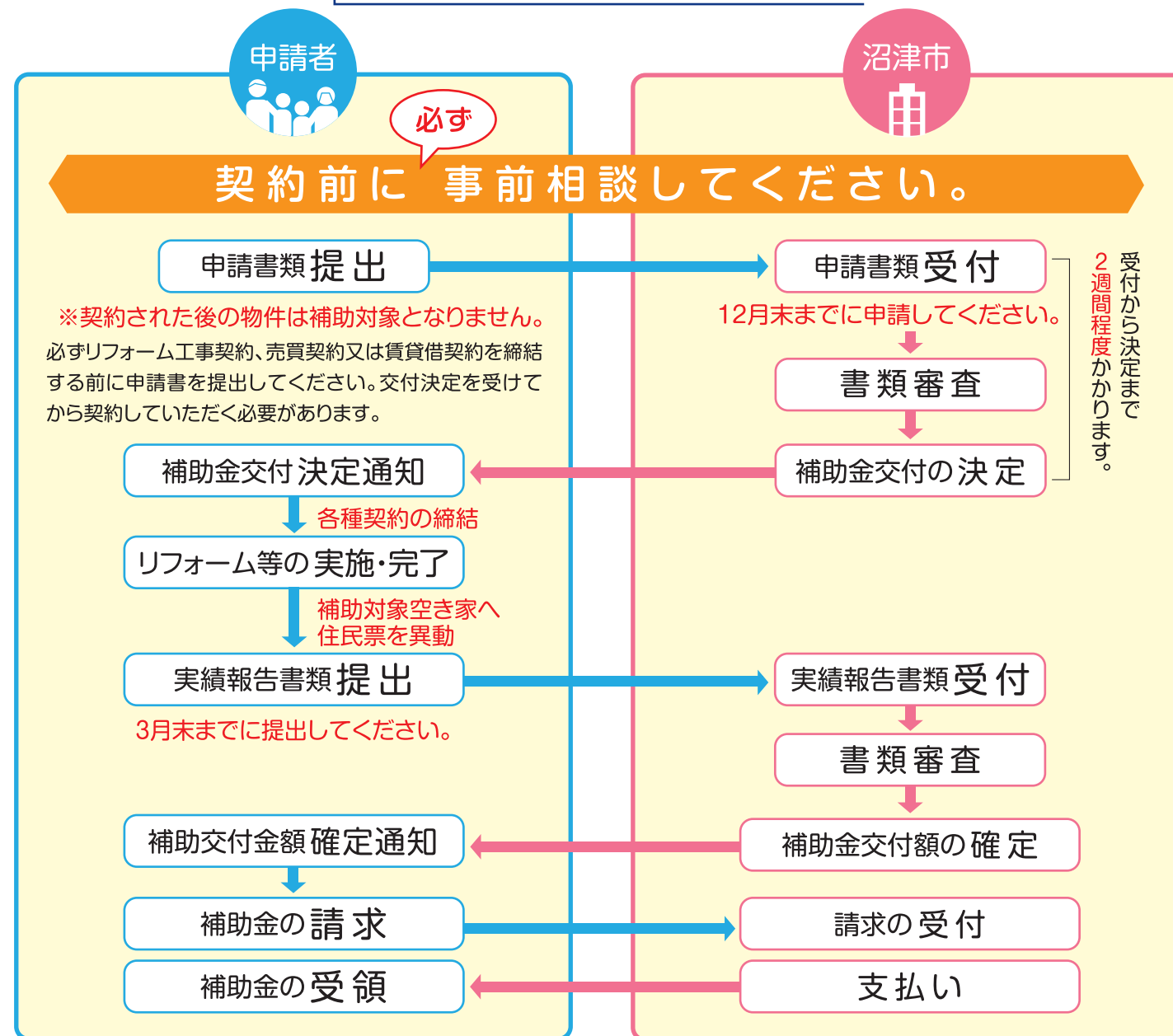
取得（用地費及び事務費は除く）

空き家居住前の住所	一般世帯	子育て世帯※
県外	80万円	100万円
県内	20万円	30万円
市内		

※子育て世帯とは、中学生以下の子どもがいる世帯です。取得費が上記金額を下回る場合は、実費を交付（1,000円未満切捨て）します。

- 交付申請時において、世帯を構成している必要があります。

申請から交付までの流れ



交付申請に必要な書類

- 申請書
- 世帯全員の住民票の写し（市外在住者の場合のみ。）
 - ガス使用量明細書、電気使用量明細書、水道使用量明細書など、空き家が1年以上使用されていないことを確認することができる書類
 - リフォーム工事を行う空き家の位置図
 - リフォーム工事の施工箇所がわかる平面図
 - リフォーム工事に係る見積書（工事内訳書を含む。）
 - 空き家の取得に係る見積書（空き家を取得する場合のみ。）

実績報告に必要な書類

- 実績報告書
- リフォーム工事を施工した空き家の賃貸借契約書の写し
 - リフォーム工事の施工前及び施工後の状況がわかる写真
 - リフォーム工事に係る契約書の写し
 - リフォーム工事の費用を支払ったことを証する書類
- 空き家を取得した場合は下記書類も必要です
- 取得した空き家の登記事項証明書の写し
 - 空き家の取得に係る契約書の写し
 - 取得の費用を支払ったことを証する書類

Q&A

補助金額について

- Q 市内のアパートに仮住まいして、完成後に空き家へ引越す場合、住所の区分は市内での算定になりますか？
- A 市内への転入日から2年以内に補助金の交付申請をした場合は、直近の市外の住所の区分で金額を算定することができます。

空き家について

- Q 空き家の証明方法を教えてください。
- A 電気、ガス、水道などの閉栓日（使用中止日）から1年以上経過していることが確認できる書類等、対象となる空き家が1年以上使用されていないことが確認できる書類を提出していただきます。

取得について

- Q リフォーム工事をしなければ補助対象となりませんか？
- A 補助対象となるリフォーム工事（60万円以上の工事）を伴わない取得は対象外です。
- Q 取得に係る費用はすべて対象となりますか？
- A 建物代のみ対象となります。用地費と事務費は対象外ですので、見積書や契約書には建物代の金額が分かるように記載してください。

申請手続きについて

- Q 申請手続きで注意すべきことはありますか？
- A リフォーム工事契約、売買契約又は賃貸借契約を締結する前に補助金の交付申請が必要です。また、申請後、交付決定を受けてから契約していただく必要があります。契約された後の物件は対象となりませんのでご注意ください。